

結婚新生活を応援します！

問い合わせ
市民環境部市民課市民生活係
TEL027-382-1111(内線1208)

結婚新生活の費用を助成します

対象世帯

1. 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦の世帯
2. 婚姻の時点で夫婦ともに39歳以下
3. 夫婦の所得の合計が500万円未満
4. 申請の時点で夫婦の一方が本市に居住している
5. 市税等の滞納がない
6. 他の公的な制度による支援を受けていない



結婚新生活の費用を助成します

対象経費

住宅賃借費用 住宅取得費用 住宅リフォーム費用 引越し費用

補助金額

夫婦ともに29歳以下の世帯・・・上限60万円
上記以外の世帯・・・上限30万円

申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



結婚新生活の費用を助成します

交付実績

